（特定市町村長による埋葬又は火葬の実施に関する事務の実施）

第十六条　災害救助法施行令第二十三条の規定は、特定都道府県知事が法第五十六条第三項の規定により同条第二項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととする場合について準用する。この場合において、同令第二十三条第三項中「法の規定」とあるのは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の規定」と読み替えるものとする。

（政令で定める金融機関）

第十七条　法第六十条の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

一　地方公共団体金融機構

二　株式会社日本政策投資銀行

三　農林中央金庫

四　株式会社商工組合中央金庫

（損失補償の申請手続）

第十八条　法第六十二条第一項の規定による損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一　法第二十九条第五項の規定による処分　当該処分を行った特定検疫所長

二　法第四十九条又は第五十五条第二項若しくは第三項の規定による処分　当該処分を行った特定都道府県知事

三　法第五十五条第四項（同条第一項に係る部分を除く。）の規定による処分　当該処分を行った指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長

2　前項各号に定める者は、同項の損失補償申請書を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならない。

3　第一項の損失補償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　損失の補償を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　請求額及びその明細

三　損失の発生した日時又は期間

四　損失の発生した区域又は場所

五　損失の内容

（実費弁償の基準）

第十九条　法第六十二条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　手当は、要請に応じ、又は指示に従って医療その他の行為を行った時間に応じて支給するものとする。

二　前号の手当の支給額は、要請又は指示を行った者が厚生労働大臣である場合にあっては一般職の国家公務員である医療関係者の給与を、要請又は指示を行った者が都道府県知事である場合にあっては当該都道府県の常勤の職員である医療関係者の給与を考慮して定めるものとする。

三　一日につき八時間を超えて医療その他の行為を行ったときは、第一号の規定にかかわらず、その八時間を超える時間につき割増手当を、医療その他の行為を行うため一時その住所又は居所を離れて旅行するときは、旅費を、それぞれ支給するものとする。

四　前号の割増手当及び旅費の支給額は、第一号の手当の支給額を基礎とし、要請又は指示を行った者が厚生労働大臣である場合にあっては一般職の国家公務員である医療関係者に、要請又は指示を行った者が都道府県知事である場合にあっては当該都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員である医療関係者に支給される時間外勤務手当及び旅費の算定の例に準じて算定するものとする。

（実費弁償の申請手続）

第二十条　法第六十二条第二項の規定による実費の弁償を受けようとする者は、実費弁償申請書を、要請又は指示を行った厚生労働大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

2　厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の実費弁償申請書を受理したときは、弁償すべき実費の有無及び実費を弁償すべき場合には弁償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならない。

3　第一項の実費弁償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　実費の弁償を受けようとする者の氏名及び住所

二　請求額及びその明細

三　医療その他の行為に従事した期間及び場所

四　従事した医療その他の行為の内容

（損害補償の額）

第二十一条　法第六十三条第一項の規定による損害の補償の額は、災害救助法施行令中扶助金に係る規定の例により算定するものとする。

（損害補償の申請手続）

第二十二条　法第六十三条第一項の規定による損害の補償を受けようとする者は、損害補償申請書を、法第三十一条第一項の規定による要請又は同条第三項の規定による指示を行った都道府県知事に提出しなければならない。

2　前項の都道府県知事は、同項の損害補償申請書を受理したときは、補償すべき損害の有無及び損害を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なく、これを当該申請をした者に通知しなければならない。

3　第一項の損害補償申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　損害の補償を受けようとする者の氏名及び住所

二　負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の氏名及び住所

三　負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所

四　負傷、疾病又は死亡の状況

五　死亡した場合にあっては、遺族の状況

（国庫の負担）

第二十三条　法第六十九条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による国庫の負担は、次に掲げる額について行う。

一　法第六十五条の規定により都道府県が支弁する法第四十八条第一項及び第五十六条第二項に規定する措置に要する費用並びに法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二十五条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第六条第一項の規定による予防接種を行うために要する費用については、医師の報酬、薬品、材料、埋葬、火葬その他に要する費用として厚生労働大臣が定める基準によって算定した額（その額が現に要した当該費用の額（その費用のための寄附金があるときは、当該寄附金の額を控除した額）を超えるときは、当該費用の額）

二　法第六十五条の規定により都道府県が支弁する法第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項に規定する措置に要する費用並びに法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二十五条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第六条第一項の規定による予防接種に係る同法第十五条第一項の規定による給付に要する費用については、現に要した当該費用の額

2　厚生労働大臣は、前項第一号に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣に協議しなければならない。

（公用令書を交付すべき相手方）

第二十四条　法第七十一条第一項の規定による公用令書の交付は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める者に対して行うものとする。

一　特定病院等（法第二十九条第五項に規定する特定病院等をいう。以下この号において同じ。）の使用　使用する特定病院等の管理者

二　土地、家屋又は物資の使用　使用する土地、家屋又は物資の所有者及び占有者

三　特定物資（法第五十五条第一項に規定する特定物資をいう。以下この号及び次号において同じ。）の収用　収用する特定物資の所有者及び占有者

四　特定物資の保管命令　特定物資を保管すべき者